

職業安定分科会(第221回)	参考資料3
令和8年2月26日	

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 関連資料



# 広域求職活動費の概要

## 制度趣旨

受給資格者等が求職活動を行うにあたって、住居所の地域以外での就職を希望し、公共職業安定所の紹介により遠隔地の求人事業所を訪問する場合に、**交通費及び宿泊料を支給**することでその者の求職活動を援助し、再就職の促進を図る。

## 主な支給要件

- ① 安定所の紹介（広域求職活動指示）により遠隔地の求人に応募し、その事業所を訪問して面接すること。
- ② 本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問事業所を管轄する安定所との間の距離が往復200km以上であること。
- ③ 訪問先の事業所から求職活動費が支給されない又はその額が広域求職活動費の額に満たないこと。

## 支給内容

### ① 交通費

- 交通費として、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃を支給

### ② 宿泊料

- 宿泊料として、1泊当たりの所定額（7,800円又は8,700円）に、右表の距離及び訪問事業所の数に応じた所定の宿泊数を乗じた額を支給

計算の基礎となる距離 (往復)	宿泊数	
	訪問事業所の数 が3カ所以上	訪問事業所の数 が2カ所以下
400km以上800km未満	2	1
800km以上1200km未満	3	2
1200km以上1600km未満	4	3
1600km以上2000km未満	5	4
2000km以上	6	5

# 広域求職活動費の見直しについて（案）

## 現状

- 直近（支給処理日がR2.4.1～R7.3.31）の支給データに基づくと、1人当たりの基本手当受給期間における広域求職活動費の**平均受給回数は1.6回**であり、受給回数が3回以下の者が約96パーセントを占める。
- 他方で、受給回数に制限がないことから、受給回数が多い者の中には、面接態度の不良による不採用や採用辞退及び内定辞退を繰り返すこと等によって、**広域求職活動費を繰り返し受給する事案**が見られた。
- 再就職の促進を図るとともに、適正支給の観点も踏まえ、制度を見直すこととしてはどうか。

## 見直しの概要

(破線部分が省令案関係部分)

- 対象者に対し、**少なくとも3回の広域求職活動費の受給を可能としつつ、就職困難者についてはその事情にも配慮する観点から、以下のとおり所定給付日数を30で除した数を、一の受給資格における受給回数の上限としてはどうか。**

(一般の離職者：3回～5回、倒産・解雇等による離職者：3回～11回、就職困難な者（障害者等）：5回～12回)

所定給付日数	90日以下	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
広域求職活動費受給回数上限	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

(※) 対象者が個別延長給付等の基本手当の給付日数の特例対象となる場合、当該延長日数を含めて受給回数の上限を設定。

- その場合は、**3～4か月程度の周知期間を置いて施行することとしてはどうか。**

## 参考資料

令和7年12月12日

# 広域求職活動費の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円)

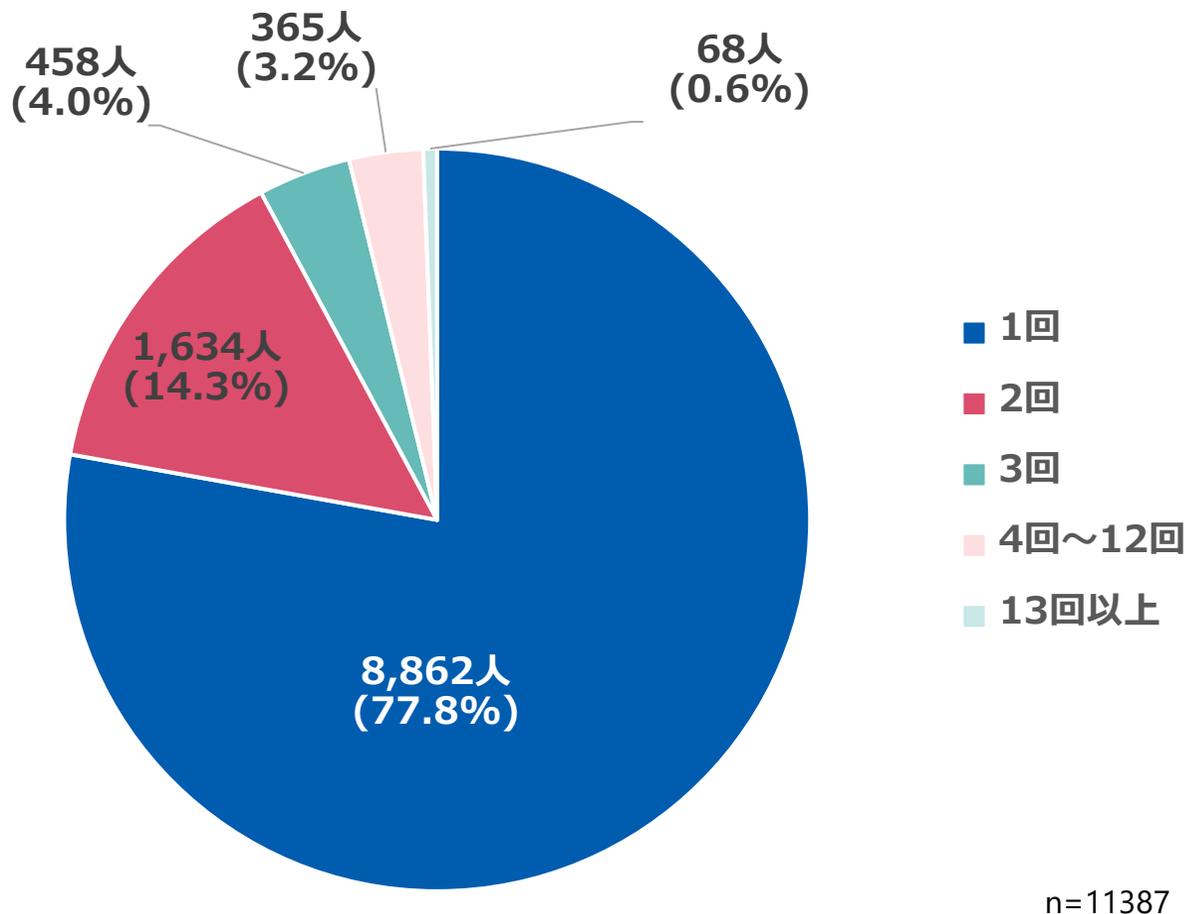
	広域求職活動費	
	受給者数	支給金額
平成27年度	424	20,143
平成28年度	1,126	50,047
平成29年度	2,238	91,493
平成30年度	4,111	174,361
令和元年度	4,527	192,902
令和2年度	3,278	138,247
令和3年度	3,259	150,450
令和4年度	3,521	158,703
令和5年度	3,926	180,976
令和6年度	3,981	180,668

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

## 受給回数別の受給資格者数と割合（過去5年間）

広域求職活動費の受給回数を受給資格者全体で見ると、  
受給回数1回：77.8%、2回以下：92.2%、3回以下：96.2%となる。



(注1)支給処理日が令和2年4月1日～令和7年3月31日までの支給データに基づく。

(注2)端数処理のため内訳が合計に一致しない場合がある。

## 所定給付日数別の受給回数の割合（過去5年間）

基本手当の所定給付日数別に見ると、**広域求職活動費の受給回数が「所定給付日数を30で除した数（最小3回、最大12回）」以下に収まる者が97.5%**を占める。

所定給付日数 (所定給付日数÷30)	90日以下 (3回)	120日 (4回)	150日 (5回)	180日 (6回)	210日 (7回)	240日 (8回)	270日 (9回)	300日 (10回)	330日 (11回)	360日 (12回)	合計	
受給回数が 所定給付日数÷30以下	96.9%	98.5%	97.9%	97.9%	100.0%	98.9%	99.4%	97.5%	99.5%	97.1%	97.5%	
受給回数が 所定給付日数÷30超	3.1%	1.5%	2.1%	2.1%	0.0%	1.1%	0.6%	2.5%	0.5%	2.9%	2.5%	
受給 回数	1回	79.0%	80.0%	77.3%	74.7%	69.4%	77.7%	74.4%	68.0%	75.3%	67.2%	77.8%
	2回	14.3%	14.2%	13.3%	13.7%	16.3%	13.4%	21.4%	15.2%	15.1%	16.8%	14.3%
	3回	3.6%	3.6%	5.2%	5.2%	10.2%	4.5%	1.2%	6.2%	5.5%	4.7%	4.0%
	4回～ 12回	2.7%	1.8%	3.1%	5.2%	4.1%	4.2%	3.0%	8.7%	3.7%	8.4%	3.2%
	13回以上	0.4%	0.4%	1.1%	1.2%	0.0%	0.3%	0.0%	1.9%	0.5%	2.9%	0.6%

(注1)支給処理日が令和2年4月1日～令和7年3月31日までの支給データに基づく。

(注2)端数処理のため内訳が合計に一致しない場合がある。

# 基本手当の所定給付日数

## (イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

## (ロ) 一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

被保険者であった 期間 区分	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、令和9年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

## (ハ) 就職困難な者（障害者等）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			